

平成27年5月臨時会

議案説明資料

商工労働部

平成27年5月臨時会 議案説明資料目次

【予算関係以外】

商工労働部

報告番号	件名	課名	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成27年3月17日専決)	販路拡大・輸出促進課	1
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	雇用人材総室	2

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成27年3月17日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成27年3月17日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金107,741円を支払うものとする こと。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成27年2月3日 午前9時10分頃 イ 事故発生場所 鳥取市気高町八束水地内 ウ 事故の状況 鳥取県商工労働部市場開拓局販路拡大・輸出促進課所属の職員が、販路拡大に係る企業との打ち合わせのため軽乗用自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・損害賠償金107,741円 うち、保険支払額77,741円、県費支出額30,000円（免責額3万円） ・県側車両損害額176,086円 うち、相手方からの賠償額0円、県実質負担額176,086円</p>

長期継続契約の締結状況について

商工労働部

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	商工労働部 雇用人材総室	物品 保守	電話設備	1 式	鳥取市富安二丁目159番地 扶桑電通株式会社 鳥取営業所	224,160	平成27年3月1日 ～平成32年2月28日	とっとり若者仕事ぶら ざ